

生駒市条例第10号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された平成20年12月10日生駒市告示第225号に定める大和都市計画生駒市東生駒1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

別表第2生駒市白庭台地区整備計画区域の部集合住宅地区の項中「昭和25年政令第338号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同表に次のように加える。

生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域	低層住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅で、3戸以上のものを除く。) (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの (3) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会そ	200平方メートル					
-------------------	--------	---	-----------	--	--	--	--	--

	<p>の他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に掲げるものを除く。)</p>						
<p>一般住宅地区(A)</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部低層住宅地区の項に掲げる建築物(同項第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたも</p>	<p>200平方メートル</p>					

	<p>の（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(7) 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に掲げるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に掲げるものを除く。）</p>						
一般住宅地区（B）	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部低層住宅地区の項に掲げる建築物（同項第9号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(7) 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に掲げるもの</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に掲げるものを除く。）</p>	130平方メートル					

別表第2備考中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「令」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。